

総務部

消費税の転嫁拒否等で困っていませんか? ～事業者向け説明会、相談会を開催しています～

公正取引委員会及び当局では、消費税の円滑かつ適正な転嫁を図る観点から、平成25年10月に施行された消費税転嫁対策特別措置法の内容を広く周知するため、多くの事業者及び事業者団体を対象に説明会を開催しており、消費税率の引上げに伴って懸念される消費税の転嫁拒否等の行為に対しても、迅速かつ厳正に対処することとしています。

また、公正取引委員会では、転嫁拒否等の行為に関する事業者からの相談や情報提供を受け付けるための相談窓口を設けているほか、転嫁拒否等の行為に関する情報を積極的に収集するため、大規模な書面調査を実施しています。

今般、これに加えて、事業者の方々にとって、より一層相談しやすい環境を整備するため、全国各地で転嫁拒否等の行為に関する相談を受け付ける移動相談会を実施しています。

沖縄地区を管轄する当局公正取引室においても、去る1月14日(火)に宮古島市、1月15日(水)に石垣市、2月13日(木)に名護市、2月24日(月)に那覇市において、説明会及び相談会を実施しました。説明会に参加した方からは、「今後、



宮古会場



石垣会場

このような説明会があったら、また参加して勉強したい。」などの意見が寄せられました。

また、3月19日(水)に沖縄市において説明会及び相談会の実施を予定しており、中部地区に所在する事業者の皆さんの説明会への御参加を募集しています。説明会終了後に、相談会も実施しますので、消費税の転嫁拒否等の行為でお困りの事業者の方は、お気軽に御相談ください。また、相談会以外でも、電話等で随時相談に応じています。詳細は沖縄総合事務局のホームページを御覧いただくか、下記連絡先までお問い合わせください。

【相談窓口】
内閣府沖縄総合事務局
総務部公正取引室
消費税転嫁対策調査室
TEL: 098-866-0034

農林水産部

今般の農林水産施策の見直しに関する 沖縄県説明会を開催

2月5日(水)に、那覇市内において、県や市町村、関係団体等を対象とした「今般の施策見直しに関する沖縄県説明会」を開催しました。

説明会では、「農林水産業・地域の活力創造プラン」(特集参照)に基づく主要施策(4つの改革)である「農地中間管理機構制度の創設」、「新たな経営所得安定対策」、「水田フル活用と新たな米政策」、「日本型直接支払制度の創設」について農林水産省の各局担当者から説明がなされ、県内各地から140名もの参加をいただきました。

説明会での意見交換では、参加者から現場での施策活用に向けて多くの質問がなされ、これらの施策に対する高い関心を感じされました。

本年は「攻めの農林水産業実行元年」

になりますが、「4つの改革」の実行に当たっては、県、市町村、関係団体、農業者の方々などを含めた農業関係者の十分な理解と積極的な取組が不可欠です。沖縄総合事務局では沖縄県とともに共同して県内各地域での説明会を実施しておりますが、今後もより丁寧な説明を心掛け、沖縄農業の発展に力を尽くしてまいります。



説明会の様子



経済産業部

セキュリティ・ミニキャンプを開催



ネット環境の普及と不正アクセス

群衆を読まれている方の中で、日頃、パソコンやスマートフォン等を「使わざ」に生活している方はいらっしゃるでしょうか？

職場や御家庭でも、これらのツールを駆使し、様々な情報を収集したり、ゲームやソーシャルネットワークサービス等を楽しむ方が増え、特別な知識やスキルがなくても、ITやNETを上手に使い、生活に、学習にと幅広く利活用する時代が到来しました。

ただ、便利な世の中になるに従い、別の問題も発生しています。コンピュータウィルスやクラッカー（ハッカーと呼ぶ方もいますが、本来の意味は「コンピュータ技術に精通した者」です。）による不正アクセス等の増加です。

情報通信技術が発達し、様々な技術・アイディアを駆使することで、非常に便利な世の中になっていますが、本人の知らぬ間に、個人情報が盗み出されたり、データが改ざんされたりと、一般の方々には、何が起こったのか理解できず、大きな混乱を引き起こす悪質な犯罪もあります。

正義のハッカーを育てよう

セキュリティ・キャンプは、若い方々（22歳以下の学生・生徒を対象）のセキュリティ意識の向上や、将来、第一線において活躍することが期待される優秀なセキュリティ人材の早期発掘と育成を目的として、平成16年から独立行政法人情報処理推進機構(IPA)が開催しています。

沖縄でも去る12月20日（金）～21日（土）の間、ミニキャンプが行われました。県内の大学・高専・専門学校・高校等から、20人の学生・生徒がエントリーし、沖縄科学技術大学学院大学のシーサイドハウスでネットワークとソフトウェアの二つのセキュリティ・クラスを開催しました。

本キャンプは、単に技術的な話だけでは



キャンプでの講義の様子

なく、正しい倫理観に基づいた、「正義のハッカー」を育てるためのカリキュラム、プログラムとなっており、セキュリティ業界、IT業界の第一線で活躍する現役の技術者が直接指導を行いました。

キャンプ終了後の講師陣と受講生へのインタビューがYOUTUBEに掲載されていますので、御覧ください。

<http://www.youtube.com/watch?v=zTlMtpbgkSE>

産学官連携による人材の育成

沖縄では、観光に次ぐ産業の柱として、情報通信産業の振興を行ってきましたが、情報セキュリティの確保は、農林水産業やサービス業等様々な産業の基盤である情報通信技術を活用する上で必要不可欠なものです。

今後も、管内の産業の成長を支えるインフラとして、情報通信産業の核となる技術として、優秀なセキュリティ人材の発掘・育成は非常に重要であり、これを産学官が連携し進めることで、暮らしやすい、豊かな沖縄の実現に貢献してまいります。

↓参考 キャンプ実施協議会

<http://www.security-camp.org/instructor/>

開発建設部

億首ダムが完成しました！ ～竣工式を開催～



金武町の億首川へ建設を進めていた億首ダムが完成し、去る2月1日（土）に竣工式を執り行いました。

億首ダムは、水道用水専用の金武ダムを再開発し、億首川沿川の洪水被害を軽減するとともに、水道用水及び農業用水の供給、さらに、河川環境を保全・維持することを目的とした多目的ダムです。総貯水容量は856万m³となり、金武ダム貯水容量の約10倍となります。

竣工式は、億首ダムの多目的広場で行われ、地元の方々を始め関係者約230名が出席しました。

式典は、主催者を代表して河合正保沖縄総合事務局長の式辞に始まり、山本一太内閣府特命担当大臣の挨拶（阪本和道内閣府審議官代読）、太田昭宏国土交通大臣の挨拶（金尾健司水管理・国土保全局河川計画課長代読）、そして、

北牧正之北部ダム事務所長の工事経過報告に続き、仲井眞弘多沖縄県知事の祝辞（武村勲土木企画統括監代読）、儀武剛金武町長から祝辞を頂きました。また、主催者から、億首ダム建設事業へ多大な協力及び貢献をされた金武町、億首ダム地主協議会、金武区、並里区、中川区へ感謝状が贈呈されました。その後、ダム湖名などの命名者表彰、記

念植樹、くす玉開披が行われ、最後に、小平田浩司沖縄総合事務局開発建設部長の発声により万歳三唱が行われ、億首ダムの完成を心から祝いました。

億首ダムの竣工に当たり、御支援、御協力いただきました地元の皆様、御指導いただきました関係機関の皆様に心から感謝申し上げます。



河合局長式辞

開発建設部

「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要領等に関する説明会」を開催



建設業における死亡災害の中で、墜落・転落を原因とするものは減少傾向にあるものの、依然として高い水準となっています。

このような中、足場からの墜落・転落災害の防止については、従来から、厚生労働省において、労働安全衛生規則等に基づき対応がなされており、平成24年2月には同省において、「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要領（以下「要領」という。）」が作成され、国土交通省から建設業団体へ周知等をしています。

建設産業・地方整備課では、同災害の防止に資するため、平成25年2月にも開催した「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要領等に関する説明会」を、去る12月4日（水）に厚生労働省沖縄労働局及び全国仮設安全事

業協同組合から講師を招いて開催しました。

本説明会では、まず沖縄労働局の担当者から、過去、手すり等を設置していくにも関わらず墜落災害で死亡した事例や、被災者はベテラン、高齢者が多いこと等の説明があり、その強化策や足場の安全点検等の充実を図るために措置等、要領に盛り込まれた内容について

の説明もありました。また、全国仮設安全事業協同組合の担当者による要領に対応した足場を実際に組んでの実演講座も行いました。

説明会には、沖縄県内の建設業者64名が参加し、各講師の説明を熱心に聴講していました。特に足場実演講座は、「実演があって大変よく分かった。（現場）作業時に反映したい。」と好評でした。



座学



実演

「子メーター(証明用電気計器)」の有効期限は過ぎていませんか!? テナント、貸しビル、自動販売機等に使用されている子メーター(証明用電気計器)は有効期限内でないと使用ができません!

お知らせ
information



検定証



検定ラベル



子メーター



子メーターには「電」という文字がない！



親メーター

子メーター(証明用電気計器)は、公的機関を含むビル内のテナント、アパート、貸ビル、寮、市場、社宅等で電気料金の配分証明に用いられるものほか、太陽光発電・風力発電等に使用している売電用のメーターも対象です。

☆検定に合格し、有効期限内のものでないと使用できません。(計量法第16条)例:車検のようなもの

☆国、都道府県知事又は特定市町村の長の立入検査等があります。(計量法第148条)

子メーターの検定を受けるには、受検代行を行っている修理業者を御利用になると便利です。子メーターの取替えには、現在使っているメーターを修理し使用するケースと、検定済計器と交換し使用(ワンタッチ方式)するケースがあります。具体的なお問い合わせは下記機関に御相談ください。

- 電気メーターに関する計量法について ----- 内閣府 沖縄総合事務局 経済産業部 エネルギー対策課 ☎098(866)1759
- 検定について ----- 日本電気計器検定所 沖縄支社 ☎098(934)1491
- 修理について ----- 沖縄電機工業株式会社 ☎098(929)1255